

岐阜県公報

第 三 百 十 八 号
令 和 四 年 七 月 二 十 六 日
(火 曜 日)

目 次

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 三二五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和四年七月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

別記第三号様式の四の二の備考四中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第三号様式の五の備考四中「7円73銭」を「7円73銭」に「375,500円」を「386,500円」に「5円02銭」を「5円18銭」に改める。

別記第三号様式の六の備考四中「310,500円」を「316,250円」に「525円06銭」を「541円31銭」に「262,530円」を「270,655円」に「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

別記第三号様式の七の二の備考一中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式

その二の備考一中「7円51銭」を「7円73銭」に「375,500円」を「386,500円」に

「5円02銭」を「5円18銭」に改め、同様式その三の備考一中「310,500円」を「316,

250円」に「525円06銭」を「541円31銭」に「262,530円」を「270,655円」に「27円

50銭」を「28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、令和四年七月二十六日から施行する。

この規程は、令和四年七月二十六日から施行する。

令和四年七月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社